議案第７４号

小田原市地域センター条例の一部を改正する条例

［改正理由］

受益と負担の適正化の観点から地域センターの使用料の額を引き上げるため改正する。

［内　　容］

１　使用料の額の引上げ（別表関係）

施設の使用料の額を次のように引き上げることとする。

（　）内の数字は、現行の金額

区　　分			午前９時～正午	午後１時～午後５時	午後６時～午後９時３０分	午前９時～午後５時	午後１時～午後９時３０分	午前９時～午後９時３０分
川東タウンセンター　マロニエ	集会室１０１		円 450 (400)	円 600 (500)	円 600 (500)	円 1,200 (900)	円 1,300 (1,000)	円 1,900 (1,400)
	集会室２０１		950 (800)	1,300 (1,100)	1,300 (1,100)	2,600 (1,900)	2,900 (2,200)	4,200 (3,000)
	集会室２０２		2,100 (1,800)	2,800 (2,400)	2,800 (2,400)	5,700 (4,200)	6,400 (4,800)	9,300 (6,600)
	集会室２０３		1,000 (900)	1,400 (1,200)	1,400 (1,200)	2,800 (2,100)	3,200 (2,400)	4,600 (3,300)
	集会室２０４		600 (500)	700 (600)	700 (600)	1,500 (1,100)	1,600 (1,200)	2,400 (1,700)
	集会室２０５		1,000 (900)	1,400 (1,200)	1,400 (1,200)	2,800 (2,100)	3,200 (2,400)	4,600 (3,300)
	集会室２０６		450 (400)	600 (500)	600 (500)	1,200 (900)	1,300 (1,000)	1,900 (1,400)
	集会室３０１		2,700 (2,300)	3,700 (3,100)	3,700 (3,100)	7,400 (5,400)	8,300 (6,200)	12,000 (8,500)
	食の創作室		1,900 (1,600)	2,600 (2,200)	2,600 (2,200)	5,200 (3,800)	5,900 (4,400)	8,500 (6,000)
	美の創作室		1,900 (1,600)	2,500 (2,100)	2,500 (2,100)	5,000 (3,700)	5,600 (4,200)	8,200 (5,800)
	音の創作室１		1,000 (900)	1,300 (1,100)	1,300 (1,100)	2,700 (2,000)	2,900 (2,200)	4,400 (3,100)
	音の創作室２		450 (400)	600 (500)	600 (500)	1,200 (900)	1,300 (1,000)	1,900 (1,400)
	和の部屋１		800 (700)	1,000 (900)	1,000 (900)	2,200 (1,600)	2,400 (1,800)	3,500 (2,500)
	和の部屋２		600 (500)	700 (600)	700 (600)	1,500 (1,100)	1,600 (1,200)	2,400 (1,700)
	体育	3分の1面	１時間につき６００円（５００）					

	マロニエホール	室として使用する場合	2分の1面	１時間につき９００円（８００）				
			3分の2面	１時間につき１，２００円（１，０００）				
			全面	１時間につき１，８００円（１，５００）				
		上記以外の場合		10,800 (9,000)	14,400 (12,000)	14,400 (12,000)	28,800 (21,000)	32,400 (24,000)	46,800 (33,000)
	ふれあい広場			１平方メートル１日につき４．７５円（４）					
城北タウンセンター いずみ	集会室２０１			800 (700)	1,000 (900)	1,000 (900)	2,200 (1,600)	2,400 (1,800)	3,500 (2,500)
	集会室３０１			800 (700)	1,000 (900)	1,000 (900)	2,200 (1,600)	2,400 (1,800)	3,500 (2,500)
	集会室３０２			800 (700)	1,000 (900)	1,000 (900)	2,200 (1,600)	2,400 (1,800)	3,500 (2,500)
	いずみホール	３分の１室		800 (700)	1,000 (900)	1,000 (900)	2,200 (1,600)	2,400 (1,800)	3,500 (2,500)
		３分の２室		1,600 (1,400)	2,000 (1,800)	2,000 (1,800)	4,400 (3,200)	4,800 (3,600)	7,000 (5,000)
		全室		2,400 (2,100)	3,000 (2,700)	3,000 (2,700)	6,600 (4,800)	7,200 (5,400)	10,500 (7,500)
橘タウンセンター こゆるぎ	集会室			700 (600)	950 (800)	950 (800)	1,900 (1,400)	2,100 (1,600)	3,100 (2,200)
	こゆるぎホール	A		1,000 (900)	1,400 (1,200)	1,400 (1,200)	2,800 (2,100)	3,200 (2,400)	4,600 (3,300)
		B		700 (600)	800 (700)	800 (700)	1,800 (1,300)	1,800 (1,400)	2,800 (2,000)
		C		700 (600)	950 (800)	950 (800)	1,900 (1,400)	2,100 (1,600)	3,100 (2,200)

２　その他

規定を整備することとする。

［適　　用］

令和９年４月１日以後の施設の使用に係る使用料について適用